

# トルコにおける特許・実用新案の優先 権主張について

Destek Patent, INC.

DESTEK PATENT は 1983 年に設立され、トルコの知的財産（IP）の管理と保護に関して優れた評価を得てきており、知的財産の保護のすべての分野、特に工業所有権法、不正競争、著作権、ライセンス、税関での押収、調停、合併および買収、会社法に関して、トルコ内外の多くの主要企業、中小企業、大学、研究機関のクライアントに対して助言と法定代理を提供している。

## 【概要】

トルコ産業財産法（法律第 6769 号、Sinai Mülkiyet Kanunu : SMK）によると、条約に基づく優先権主張はトルコの商標出願、意匠出願、特許・実用新案出願で享受することができる。優先権主張に関しては、産業財産法および産業財産法施行規則に規定がある。本稿では特許・実用新案に関して説明する。

## 【詳細及び留意点】

### 優先権主張に関する法律条文

産業財産法 第 93 条（優先権およびその効力）

- (1) トルコを含むパリ条約または世界貿易機関設立協定の加盟国において特許または実用新案の出願をなした者またはその承継人は、トルコにおいて同一の発明または考案の出願をなすために、最初の出願がなされた日から 12 か月以内に優先権の利益を享受する。
- (2) パリ条約もしくは世界貿易機関設立協定の加盟国の国内法規に従って、当該国により締結された二国間もしくは多国間協定に従ってまたは本法に従って、正規になされた国内出願と同等である各出願は、優先権を得る資格を有する結果となることが承認されるものとする。
- (3) 正規になされた国内出願の日は、出願の結果に拘らず、出願日とみなされる。

(4) 同一の主題から構成され、何れも同一の国になされた先の出願および現出願の状況でも、先の出願が、現出願の日に、ただし公衆の閲覧に供される前に、かつ、如何なる権利も残すことなく、取り下げられ、取り下げられたものとみなされ、または拒絶されていることおよび優先権の基礎となることができないことを条件として、現出願は、優先権を決定する際に最初の出願とみなすことができる。この場合は、先の出願は、優先権の基礎として使用してはならない。

(5) 最初の出願がパリ条約または世界貿易機関設立協定の非加盟国の工業所有権当局になされた場合において、この当局が、トルコになされる最初の出願がパリ条約に定める効果および条件と同等の効果および条件の下で優先権を生じさせることを確認したときは、(1)および(4)の規定がこの出願に適用されるものとする。

(6) トルコにおいて開催される国内もしくは国際博覧会でまたはパリ条約の加盟国における公式博覧会もしくは公式であると知られている博覧会で、特許または実用新案の主題を含む製品を提示する自然人または法人は、博覧会における提示日から12月以内に、トルコにおける特許または実用新案の出願に関して優先権の利益を享受する。

(7) 優先日は、第83条(2)および(3)並びに第109条(3)の要件を満たすに当たって、出願日の拘束を受けるものとする。

この条文では、パリ条約に基づく優先権について規定している。本国または他の国で、特許または実用新案の出願を行う者は、最初の出願日から12か月（優先期間）について優先権を有する。優先権主張の利益を享受する出願の特許要件の判断に関し、優先期間に行われた第三者による同一の主題についての出願によって不利な扱いを受けることはない。

本条文の各項によると、

- ・パリ条約または世界貿易機関設立協定の締約国であるトルコを含む任意の国で、特許または実用新案の出願を行った者またはその承継者は、優先権の利益を享受する。

- ・優先権を付与する出願が規定されている。パリ条約または世界貿易機関設立協定の締約国で行われた出願、または二国間または多国間の合意の範囲内で行われた出願日は、優先権を有する。
- ・適法になされた国内出願の日付は、出願の結果によらず、出願日とみなされることが強調されている。
- ・同一の主題で同一の者による同一の国での2つの出願の場合、どちらの出願が優先権の基準となるかを明確にしている。
- ・相互主義の原則に従って、トルコ出願を基礎とする優先権主張を伴う出願が認められている国（以下、「他国」）での出願を基礎とする優先権主張を伴うトルコ出願は、優先権が付与されることを明確にしている。
- ・出願人またはその承継人による公式または公認の公式展示会での展示は、展示会での展示日から12か月間、発明の新規性を失わないものとする。したがって、出願人は、出願日前に開催された国内または国際的な展示会で自分の発明を紹介する機会を妨げられない。
- ・優先権の効果に関する条文では、優先権が有効になる場合について説明している。特許出願に関連する方式審査では、出願日が基準日とされている。優先日は、複数の出願人の場合に優先権がどちらの出願に属するかを決定し、関連する技術水準を決定するための出願日として認められる。

#### 産業財産法 第94条（優先権の主張および関係規定）

- (1) 優先権の主張は、それにより手数料を納付して、出願とともにまたは出願日から2月以内になされ、この主張に関する書類は、出願日から3月以内に庁に提出するものとする。これを怠った場合は、優先権の主張は、なされていないものとみなされる。
- (2) 請求（request：主張）が異なる国から発生する場合でも、出願において2以上の優先権請求がなされるものとする。該当する場合は、各クレームにつき2以上の優先権を請求することができる。2以上の優先権が請求された場合は、優先権の期間は、最先の優先日から開始する。

(3) 1 または 2 以上の優先権が請求された場合、優先権は、優先権の基礎となる出願に含まれる事項のみに適用されるものとする。

(4) 優先権主張を伴う出願の請求項に係る発明が、優先権の基礎となる出願（基礎出願）の請求項に記載されていない場合でも、基礎出願書類（全体）において記載されていたことを条件として、優先権は、これらの発明にも適用されると認められるものとする。

(5) 優先権請求に関する手続および原則は、規則により決定されるものとする。

この条文は、優先権の請求とその認証を規定し、その各項は、

- ・ 1 つの出願で複数の優先権を請求できること、およびそのような出願を異なる国で行う可能性が高いことを規定している。さらに、次の例で説明するように、1 つのクレームに対して複数の優先権を請求できる。

1 番目の優先権主張の基礎となる出願（基礎出願）には技術的事項 A および B (A+B) が記載され、2 番目の基礎出願には技術的事項 A、B および C (A+B+C) が記載されているとする。そして、両方の出願を基礎とする優先権主張を伴う出願は、1 つのクレームに A+B が記載され、2 番目のクレームに A+B+C が記載されているとする。このような場合、両方の基礎出願を基づく優先権をクレーム 1 に請求し、2 番目の基礎出願に基づく優先権をクレーム 2 に請求することができる。複数の優先権を請求する場合、この段階では、優先日から始まる期間は最先の優先日から起算することを規定している。

- ・ 優先権の制限が定義されており、基礎出願に記載されていない事項に関する優先権は無効であることが規定されている。

- ・ 優先権主張を伴う出願の、出願書類全体において記載される発明のいくつかの発明特定事項が、優先権を生じさせる出願の明細書で疑いの余地を残さずに、明確に与えられる場合、それらの技術的事項がクレームに記述されていなくても、優先権の承認を妨げるものではないことが規定されている。

### 優先権請求に関する施行規則条文

産業財産法施行規則 第 84 条（優先権の請求）

- (1) 優先権の請求は、出願と同時に、または出願日から 2 か月以内に行われ、優先権証明書は出願から 3 か月以内に庁に提出されるものとする。それ以外の場合、優先権の請求は行われなかったとみなされる。優先権の請求には、優先権が発生する出願のなされた国、日付、出願番号が記載される。
- (2) 国内に移行する国際出願に優先権証明書が利用できる場合、優先権証明書は庁に提出されたものとみなされる。
- (3) 複数の優先権の請求がある場合、優先権の請求ごとに個別の手数料が納付されるものとする。
- (4) 優先権証明書には、優先権が発生する出願の登録ページと、明細書、クレーム、写真（あれば）が含まれる。優先権が発生する出願が、庁に事前に提出されている場合、優先権証明書が提出されたものとみなす。さらに、庁に提出された優先権証明書が外国語である場合、トルコ語の翻訳を優先権証明書とともに提出するものとする。
- (5) 優先権が発生する出願がトルコ語でなく、優先権の有効性が主題発明の特許性の判定に必要な場合、優先権を生じさせる出願のトルコ語の翻訳または出願が優先権を生じさせる出願と完全に同じである旨の陳述を、庁がこの件に関して通知を行う日から 2 か月以内に庁に提出するものとする。それ以外の場合、優先権の請求は、法律第 146 条に従って無効とみなされる。
- (6) トルコで開催される国内および国際的な展示会、およびパリ条約の締約国で開かれた公式または公式に承認された展示会において、特許または実用新案の対象となる製品を展示する自然人または法人は、展示から 12 か月以内に、トルコで特許または実用新案出願を行う際に展示会から生じる優先権の利益を享受するために、少なくとも特許または実用新案の対象となる製品を明確かつ完全に示す写真と、展示会を開催する団体に承認された製品が展示会に展示された日付と展示会が開始された日付を示す証明書を提出する。当該写真は関連分野の専門家が、特許または実用新案の対象となる発明を明確かつ疑いなく理解するのに十分なほどに、展示された製品の特性を示すものでなければならない。

産業財産法施行規則 第 85 条（優先権証明書の発行）

(1) 庁への請求により生じた優先権に関連する優先権証明書は、告示に示された料金が納付された場合に、出願人の請求に応じて庁により発行される。優先権証明書には、優先権が発生した出願の登録ページとその承認済みの複写が含まれる。

【ソース】

- ・トルコ産業財産法（法律第 6769 号）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/turkey-sangyou.pdf>

- ・トルコ産業財産法施行規則（SINAI MÜLKİYET KANUNUNUN UYGULANMASINA DAİR YÖNETMELİK）

<https://wipolex.wipo.int/en/text/463332>

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）